

法務省民二第2545号

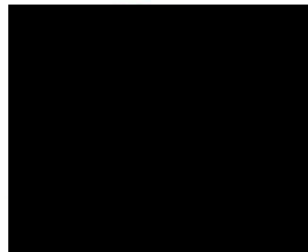
平成23年10月27日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受けるための預金保険機構の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり金融庁総務企画局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



金 総 4 4 0 2 号  
平成 23 年 10 月 21 日

法務省民事局長 原 優 殿

金融庁総務企画局長 森 本 学

預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受け  
るための預金保険機構の書類の様式について（照会）

預金保険法の一部を改正する法律（平成23年法律第45号）の施行（平成23年10月29日）により、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令の規定に基づき、承継銀行等が被管理金融機関等の営業の譲受け等により不動産に関する権利の取得をした場合の登録免許税の免税を受けるためその他の必要な預金保険機構の書類の書式を別紙様式のとおりとしたいので、登記手続き上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局並びに地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

(別紙様式1) 承継銀行が被管理金融機関の営業の全部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店  
商号 (会社名)  
代表取締役 (氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第135条第2項の承継銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する \_\_\_\_\_ から、同項に規定する営業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全工の権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式1) 承継銀行が被管理金融機関の営業の全部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店  
商号 (会社名)  
代表取締役 (氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）第135条第2項の承継銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する \_\_\_\_\_ から、同項に規定する営業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関するすべての権利を取得した。
3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式2) 承継銀行が被管理金融機関の営業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役

(氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法 (昭和46年法律第34号。以下「法」という。) 第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する \_\_\_\_\_ から、同項に規定する営業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式2) 承継銀行が被管理金融機関の営業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役

(氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法 (昭和46年法律第34号。以下「法」という。) 第135条第2項の承継銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する \_\_\_\_\_ から、同項に規定する営業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式3) 協定銀行が金融機関等の営業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が\_\_\_\_\_から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

(別紙様式3) 協定銀行が金融機関等の営業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が\_\_\_\_\_から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第2条第1項の協定銀行である。

2. 申請者は、\_\_\_\_\_から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等が有する不動産に関する全ての権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第2条第1項の協定銀行である。

2. 申請者は、\_\_\_\_\_から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関等が有する不動産に関する全ての権利を取得した。

3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式4) 協定銀行が金融機関等の営業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第2条第1項の協定銀行である。

2. 申請者は、\_\_\_\_\_ から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができ、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式4) 協定銀行が金融機関等の営業又は資産の一部を取得する場合

証明申請書

預金保険機構理事長 殿

平成 年 月 日

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法附則第22条第1項の規定の適用を受けたので、承継銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第2条第1項の協定銀行である。

2. 申請者は、\_\_\_\_\_ から、法附則第22条第1項に規定する協定に基づく譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法附則第22条第1項の規定の適用を受けることができ、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙様式5) 承継協定銀行が被管理金融機関の営業の全部を取得する場合

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が \_\_\_\_\_ から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたいので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法（昭和46年法律第34号。以下「法」という。）附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。

2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する \_\_\_\_\_ から、同項に規定する営業の譲受け等により、平成 年 月 日現在において同金融機関が有する不動産に関する全ての権利を取得した。

3. 申請者が上記2. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のおおりに証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_ には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△町××番地)」の振合いにより記載する。

(新設)

(別紙様式6) 承継協定銀行が被管理金融機関の営業又は資産の一部を取得する場合

(新設)

証明申請書

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 殿

申請者 本店

商号 (会社名)

代表取締役 (氏名) 印

申請者が\_\_\_\_\_から取得した不動産に関する権利の移転の登記につき、預金保険法第135条第2項の規定の適用を受けたので、承継銀行並びに協定銀行及び承継協定銀行が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令附則第3項の規定により適用される同令本則に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証明書

1. 申請者は、預金保険法(昭和46年法律第34号。以下「法」という。)附則第15条の2第3項の規定により法第2条第13項に規定する承継銀行とみなされる法附則第15条の2第3項に規定する承継協定銀行である。
2. 申請者は、法第135条第2項の被管理金融機関に該当する\_\_\_\_\_から、同項に規定する営業の譲受け等により、別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
3. 申請者が上記2.の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により法第135条第2項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

預金保険機構理事長 (氏名) 印

(注) \_\_\_\_\_には被管理金融機関の名称及び本店又は主たる事務所「A金融機関(〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。



法務省民二第2544号

平成23年10月27日

金融庁総務企画局長 森本 学 殿

法務省民事局長 原 優

預金保険法の規定により登録免許税の免税措置を受けるための預金保険機構の書類の様式について（回答）

平成23年10月21日付け金総4402号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。